

約 款

第 1 条（本約款の目的）

（以下「当社」という。）は、当社が発行するよっしいキヨマツの応援しちゃん券（以下「応援商品券」という。）をこの約款に従って取り扱うものとし、応援商品券の購入者（以下「購入者」という。）は、この約款により、取引をするものとする。また、応援商品券に係るよっしいキヨマツの応援しちゃん券システムの運営者である清松芳夫（以下「運営者」という。）は、応援商品券につき、購入者に対し、この約款の定めるところにより、当社法的整理時の補償を行うものとする。

第 2 条（購入条件）

- (1) 購入者は、当社に対し、購入を申し出るに際し、以下の事項を届け出なければならない。
 - ① 氏名
 - ② 住所
 - ③ 連絡先電話番号
- (2) 購入者は、当社から応援商品券を複数冊購入することができない。ただし、購入した応援商品券を使い切った場合に 1 冊再購入することは差し支えない。
- (3) 応援商品券 1 冊の購入価格は、別紙 1 記載のとおりとする。

第 3 条（購入者の個人情報の取り扱い）

- (1) 当社は、当社が保有する購入者の個人情報を、個人情報保護法に従って管理する。
- (2) 購入者は、当社が、当社が保有する購入者の個人情報を運営者に提供することに同意する。

第 4 条（商品券が利用できる場合）

- (1) 購入者は、当社の店舗においてのみ券面記載の金額で、代金の支払いに利用することができる。ただし、商品券、ギフトカード、印紙、切手、葉書、その他当社が応援商品券の利用ができないものとして指定した商品等の支払いには利用できないものとする。
- (2) 1 回に利用できる応援商品券の枚数については、当社が別紙 1 のとおり定める。
- (3) 応援商品券は、記名制であり、応援商品券の表表紙に記名した購入者以外の者は、使用することができない。
- (4) 応援商品券は、購入者において表表紙及び裏表紙から切り離して使用す

ることはできない。

- (5) その他、応援商品券の利用については、当社が別紙2のとおり定めるところ及び当社が店舗内に掲示するところによる。

第5条（応援商品券の説明）

- (1) 応援商品券は、当社が発行しているものであり、運営者が発行しているものではない。
- (2) 応援商品券の有効期間は、発行日から6か月間とする。有効期間を経過すると、応援商品券は効力を失う。
- (3) 応援商品券は、当社が営業を再開した後、当社においてご利用いただくものである。
- (4) 営業再開時における応援商品券の残り有効期間が2週間未満の場合、当社は、購入者の求めに応じ、応援商品券の未使用分について、以下の条件にて払い戻し又は再発行するものとする。
- ① 一冊全部が未使用である場合～一冊あたりの販売金額の全額の払い戻し又は、応援商品券一冊の再発行
 - ② 一冊の一部が未使用である場合～一冊あたりの販売金額を十一で除した金額を未使用券数で乗じた金額の払い戻し又は同払戻金額と一冊あたりの販売金額との差額を支払った上での応援商品券一冊の再発行
- (5) 応援商品券の有効期間内に、当社の営業が再開されなかった場合、当社は、応援商品券の購入者に対し、900円を未使用券数で乗じた金額を補償する。
- (6) 応援商品券の有効期間内に、当社が、破産、会社更生、民事再生その他の法的整理を開始した場合、運営者は、法的整理開始後6か月以内に限り、応援商品券の購入者に対し、900円を未使用券数で乗じた金額を補償する。

第6条（応援商品券を利用できない場合）

応援商品券の購入者は、次の場合は、応援商品券を利用することができない。

- (1) 応援商品券が偽造又は変造されたものであるとき
- (2) 購入者が応援商品券を違法に取得したとき
- (3) 購入者が2条に反して応援商品券を購入したとき

第7条（禁止事項）

購入者は、次の各号に掲げる行為を行わないものとする。

- (1) 本約款に違反する行為
- (2) 当社、運営者及び他の購入者の権利又は利益を侵害する行為
- (3) 当社に対して虚偽の届出をする行為

- (4) 応援商品券の第三者への譲渡又は貸与
- (5) 自ら又は第三者を利用した次の行為
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社及び運営者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為

第8条（取扱いの変更）

応援商品券の取扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用する。

第9条（応援商品券の利用の禁止及び利用契約の解除）

購入者が本約款に違反する行為をしたときには、当社は、何らの催告を要することなく直ちに購入者による応援商品券の利用を禁止し、又は応援商品券の発行契約の全部又は一部を解除することができるものとする。この場合、当社の購入者に対する損害賠償の請求を妨げない。また、応援商品券の払い戻しには応じない。

第10条（譲渡禁止）

購入者は、本約款に基づく権利義務を第三者に譲渡することができない。

第11条（合意管轄裁判所）

本約款及び応援商品券に関する一切の紛争については、大分地方裁判所中津支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和2年 月 日制定

別紙 1

応援商品券 1 冊の購入価格 円

1 回に利用できる応援商品券の枚数 枚

別紙 2

(応援商品券の利用に関するその他の事項)